

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	16	担当課	障がい福祉課
法令名	愛媛県心身障害者扶養共済制度条例	根拠条項	第15条第1項	許認可等の内容	弔慰金の支給	
<p>(弔慰金)</p> <p>第15条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したとき、又は加入者とその扶養する心身障害者が同時に死亡したときは、規則で定める者に対し、弔慰金を支給する。ただし、加入期間（その死亡の日まで継続する加入期間をいう。以下この条において同じ。）が1年に満たないときは、この限りでない。</p> <p>(年金等の支給制限)</p> <p>第16条</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、弔慰金を支給しない。</p> <p>(1) 加入者が故意に心身障害者を死亡させたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、これに類する理由があり、知事が弔慰金を支給することが不適当と認めたとき。</p>						